

瀬戸市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第16号

瀬戸市契約規則の一部を改正する規則

瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(見積書の徴収)</p> <p>第25条の2 契約担当者は、随意契約による契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、<u>契約金額の総額が30万円を超えないものについては、契約しようとする者のみの見積書によることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する随意契約については、見積書を徴しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>法令に基づいて取引価格又は料金が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であるもの</u></p> <p>(2) <u>契約金額の総額が10万円を超えないもの</u></p> <p>(随意契約の内容の公表)</p> <p>第26条の2 <u>令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約の手続きは、次</u></p>	<p>(見積書の徴収)</p> <p>第25条の2 契約担当者は、随意契約による契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、<u>法令によって、価格の定められているもの及び契約金額の総額が10万円を超えないものについては、この限りでない。</u></p> <p>(随意契約の内容の公表)</p> <p>第26条の2 契約担当者は、<u>令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結した</u></p>

のとおりとする。

(1) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の選定基準その他必要と認められる事項を公表するものとする。

(2) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表するものとする。

場合は、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況について公表するものとする。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。